

令和 3 年

第 11 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和3年 第11回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年11月10日（水曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中14名出席

\*本日は、第1班及び3・4・5条確認者、あっせん指名予定者等の出席をお願いしています。

5 議事

- ・報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第35号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第37号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第38号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 19 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 11 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。お忙しい中総会に出席ありがとうございます。  
先日の新任農業委員・農地利用最適化推進委員の研修に参加された方はご苦労様でした。また 11 月に入り朝晩の冷え込みもあり皆様には体調管理に気を付けて農作業を行って下さい。  
それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 16 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 8 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 8 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 1 件、利用権の設定 20 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 3 件、空き家に付随した特例面積適用農地の指定について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、15 番委員、16 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 12 号の 8 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 8 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 12 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 12 号を終わります。続きまして、議案第 35 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 8 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 35 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。  
つづきまして、第4条8件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第35号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から8番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 4条の植林については、現地調査の報告を事務局よりお願いします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北東へ、約3.5kmのところになります。申請面積は1,655㎡で、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北西へ、約6.6kmのところになります。申請面積は13,891㎡で、田・畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR波野駅から南東へ、約4.2kmのところになります。申請面積は3,966㎡で、原野を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、現地においては、30年を越すケヤキなどの広葉樹が植林されており、始末書が添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位4番を説明します。

申請地は、JR波野駅から北西へ、約2.4kmのところになります。申請面積は5,703㎡で、畑及び原野を管理して行くことが困難なので植林を

計画するものです。なお、現地においては、50年を越す杉山となっており、始末書が添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位5番を説明します。

申請地は、JR波野駅から北西へ、約1.4kmのところになります。申請面積は10,797㎡で、畑及び原野を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、現地においては、50年を越す杉が植林されており、始末書が添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位6番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東へ、約2.7kmのところになります。申請面積は1,879㎡で、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、現地においては、50年を越す杉が植林されており、始末書が添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位7番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北へ、約3.0kmのところになります。申請面積は1,465㎡で、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、現地においては、個人住宅を取り囲むように、クヌギ、ツゲなどの植林があり、約20年前に植林をしたため、始末書が添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議長 それでは、4条植林の件について、何か質問はありませんか。

12番委員 植林については、申請して植林を行い4年～5年して地目変更を行うこととなっておりますが、追認する分の取扱いを同じでいいのですか。

事務局 現在までの時点では、始末書を添付して追認しているところです。以前から追認許可をこのような形でやってきており、委員の皆様には農地への植林をする際は許可が必要だということを農家の方々へ周知願います。事務局でも広報や農業委員会だより等で周知を図っているところです。

議長 他に質問はございませんか。

9番委員 備考欄のカッコ書きの県審議会諮問という意味は何ですか。

事務局 3,000㎡以上の農地については、熊本県の審議会を経由して許可となりますので、総会後すぐの許可書の発行とはならず、県審議会の判断を経てなることとなっておりますので、今月下旬の許可となる見通しですので追記させていただいています。

議長 他に質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは残りの案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた10番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

10番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位8番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.2kmのところですか。

申請面積は5,359㎡の内、181.91㎡の敷地に、隣地転用用地及び自己所有地への接続道路を計画するものです。農地区分は、阿蘇市上下水道管が前面道路に埋設しており、かつ概ね500m以内に医療施設(武藤歯科、脇胃腸科)学校施設(中央幼稚園)が存在している場所なので、第3種農地となり、転用は原則許可となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約570mのところですか。

申請面積497㎡の敷地に、農業用倉庫及び車庫(建築面積134㎡)を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。代替地の検討も行った結果の計画になります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.2kmのところですか。

申請面積5,359㎡の内247.43㎡の敷地に、個人住宅(建築面積115.93㎡)を計画するものです。農地区分は、阿蘇市上下水道管が前面道路に埋設しており、かつ概ね500m以内に医療施設(武藤歯科、脇胃腸科)学校施設(中央幼稚園)が存在している場所なので、第3種農地となり、転用は原則許可となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.2kmのところですか。

申請面積5,359㎡の内281㎡の敷地に、個人住宅(建築面積112.20㎡)を計画するものです。農地区分は、阿蘇市上下水道管が前面道路に埋設しており、かつ概ね500m以内に医療施設(武藤歯科、脇胃腸科)学校施設(中央幼稚園)が存在している場所なので、第3種農地となり、転用は原則許可となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北西へ、約1.6kmのところになります。

申請面積 580㎡の敷地に、自治会が管理する農業用倉庫の隣地に通路及び作業所を計画するものです。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地となります。

○ 5 条順位 5 番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北東へ、約 3.9km のところになります。申請面積 2,954㎡で、申請人が造園業を営んでおり、業務拡大により造園資材置場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 事務局より補足説明があります。

事務局 4 条案件の 8 番と 5 条の 2 番 3 番について補足説明をします。この件は、建築を行う際に都市計画区域内ですので位置指定道路の分申請と個人住宅申請 2 件となります。

議長 それでは、4 条、5 条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

最適化委員 6 番委員 道路のことについて質問します。道路について進入路奥に住宅の計画はあるのですか。ないのなら道路の長さは必要分だけではないのでしょうか。

事務局 この道路は、都市計画内の指定道路と言いまして規格等が決まっておりこれを行わないと住宅建設が出来ないこととなります。今回の申請では、第 3 種農地ですので奥に住宅建設計画がなくても許可できることとなります。

議長 他に質問はございませんか。

1 3 番委員 分筆を行ってからの農地転用ですか農地転用後の分筆となりますか。

事務局 この件は、分筆予定の面積での申請となっております。今回は分筆予定での申請となり面積は確定されたものということです。許可書の他に面積地籍図を添付しますので面積の変更はないものと思えます。

議長 他に質問は、ございませんか。

1 3 番委員 添付図面の境界の位置が法肩になっていますが、実際はどうなのでしょう。

事務局 添付図面は略図になっておりますが、実際は法尻だと思われま。

議長 他に質問は、ございませんか。

9 番委員 この道路は、将来市道となるのですか。また管理はどうなるのですか。

事務局 この道路は都市計画内の指定道路となり、将来は共有名義となると思われま。5 区画ですので 5 人の共有名義となり 5 人での維持管理となります。

また、市道になるには市道編入への基準がありますので、条件が満たされればなりますが、議会の承認等が必要になります。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条8件、5条6件は決定します。

これで議案第35号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第36号所有権移転の1件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第36号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議 長 次に議案36号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第36号2番の利用権設定の20件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位20番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第36号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定20件は決定します。

議 長 次に議案36号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第36号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位2番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第36号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の2件は決定します。

これで議案第36号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第37号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から3番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と13番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案37号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案37号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第38号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 班長を務められた10番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

10番委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北東へ、約2.2Kmのところになります。申請面積は1,147㎡で、隣接する空き家に付随した農地の指定を申請するものです。現況は、遊休状態です。調査班としては、空き家に付随した農地として指定しても良いと判断しました。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

最適化推進委員 5 番委員 以前より遊休地となっており、地元で作り手を模索して見  
つかりませんでした。今回空き家を購入する方が現れ同時に買いたいと申し  
出があったため、5 年の維持管理を条件に所有権移転の確認をしたところです。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案号の案件に原案のと  
おり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。そ  
他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 11 回  
総会を閉会いたします。